

江戸川区魅力発信発掘応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江戸川区民、区内事業者等が実施する江戸川区（以下「区」という。）の魅力を区内外に発信し、又は発掘する事業（以下「魅力発信発掘事業」という。）を、区が江戸川区魅力発信発掘認定事業（以下「認定事業」という。）として認定し、及び支援すること（以下「応援事業」という。）により、魅力発信発掘事業を促進し、もって区のイメージを向上させるとともに、区への愛着及び誇りを醸成することを目的とする。

(対象者)

第2条 応援事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、魅力発信発掘事業を実施する江戸川区民又は江戸川区内の事業者、団体若しくは学校とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、応援事業の対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主な目的としているとき。
- (2) 暴力団（江戸川区暴力団排除条例（平成24年7月江戸川区条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であるとき。
- (3) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等であるとき。
- (4) 公序良俗に反する活動を行う団体であるとき。
- (5) 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けているとき。

(対象事業)

第3条 応援事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす魅力発信発掘事業とする。

- (1) 次のいずれかに該当する魅力発信発掘事業であること。
 - ア 区の魅力に関する情報を発信するコンテンツの制作、イベントの実施等を主な目的とする事業であること。
 - イ 潜在する区ならではの魅力の発掘及び魅力づくりにつながるコンテンツの制作、イベントの実施等を主な目的とする事業であること。
- (2) 魅力発信発掘事業が営利を目的とする場合は、区の自然、景観、文化等の魅力資源（以下「魅力資源」という。）を活用する事業であること。
- (3) 当該認定を受けた年度内に実施する事業であること。
- (4) 当該認定を受けた年度の末日までに事業の完了が見込める事業であること。
- (5) 区内外への波及効果が期待できる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、対象事業が次のいずれかに該当する場合は、応援事業の対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主な目的としているとき。

- (2) 反社会的な活動その他公序良俗に反する活動を行っているとき。
- (3) 既に他の制度による補助等を受けているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が支援することを適当でないと認めるとき。

（支援）

第4条 区長は、第6条の規定により、認定事業として認定した場合は、当該認定事業を実施する者に対し、次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 補助金の交付
 - (2) 区の広報媒体による情報発信及びメディアへのプレスリリース（以下「PR支援」という。）
- 2 PR支援を実施する時期、媒体及びその内容は、区長が別に定める。
- 3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。
- (1) 消耗品、ポスター・チラシの印刷代等の需用費
 - (2) 郵送料、輸送料等の通信運搬費
 - (3) 事業の実施に係る保険料
 - (4) デザイン料、編集費用、システム構築費等の役務費
 - (5) 事業の実施に必要な専門知識、技術等を要する業務に係る委託料
 - (6) 会場、機材等の使用料及び賃借料
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める経費
- 3 補助金の交付額は、予算の範囲内で、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とし、1事業当たり15万円を上限とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、認定事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、PR支援のみを実施するものとする。
- (1) 事業の実施に当たり、補助対象経費の計上が無いとき。
 - (2) 寄附金その他の収入額が補助対象経費の実支出額を上回るとき。
 - (3) 過去に3回以上、同一の事業内容で、この要綱による補助金の交付を受けているとき。
 - (4) この要綱による認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）がPR支援のみを希望するとき。

（申請手続）

第5条 申請者は、江戸川区魅力発信発掘認定事業申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長が別に定める期日までに区長に申請しなければならない。ただし、補助金の交付を希望しない場合は、第2号の書類の添付を要しない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 企画書

- (4) 団体・法人等概要書（第4号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
（認定事業の認定等）

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、別表に規定する認定審査基準に基づき、その内容を審査し、認定の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定により、認定事業として認定すると決定した場合は江戸川区魅力発信発掘認定事業認定結果通知書（第5号様式）により、認定しないと決定した場合は江戸川区魅力発信発掘認定事業審査結果通知書（第6号様式）により、当該申請者に通知する。

3 区長は、第1項の認定の決定に当たっては、応援事業の目的を達成するため、必要に応じて条件を付することができる。

（実施状況の報告）

第7条 区長は、必要があると認める場合は、前条の規定により認定事業の認定の決定を受けた者（以下「認定決定者」という。）に対し、認定事業の実施状況、収支状況等について報告を求めるものとする。

（認定の取消し）

第8条 区長は、認定事業が次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を応援事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 不正な手段により認定事業の認定の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるとき。

（認定事業の変更又は中止）

第9条 認定決定者は、当該認定事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、江戸川区魅力発信発掘認定事業変更・中止申請書（第7号様式）により、区長に申請し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、江戸川区魅力発信発掘認定事業変更・中止決定書（第8号様式）により、当該認定決定者に通知する。

（実績報告）

第10条 認定決定者は、認定事業の完了日（認定事業を中止した場合は、中止日。以下同じ。）から起算して30日以内に（認定事業の完了日が3月に属する場合は速やかに）、江戸川区魅力発信発掘認定事業実績報告書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（第10号様式）
- (2) 事業収支決算書（第11号様式）
- (3) 成果物又は成果物の概要資料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条 区長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、

その内容が適当であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、江戸川区魅力発信発掘認定事業補助金確定通知書（第 12 号様式）により、当該認定決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 認定決定者は、前条の通知を受け取った日から 30 日以内に、江戸川区魅力発信発掘認定事業補助金交付請求書（第 13 号様式）により、補助金の請求を行うものとする。

（補助金の返還）

第 13 条 区長は、第 8 条の規定による認定の取消しを行った場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の交付を受けたものに対し、期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

（通則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、江戸川区補助金等交付規則（昭和 42 年 3 月江戸川区規則第 3 号）に定めるところによる。

（委任）

第 15 条 この要綱の施行について必要な事項は、SDGs 推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

認定審査基準

審査項目	審査の視点
魅力発信・発掘	魅力発信発掘事業の内容が、応援事業の目的を理解したものであること。
独創性	魅力発信発掘事業が、区ならではの優位性を活用していること又は区の魅力資源の創出につながる独自の工夫がされていること。
実行可能性	魅力発信発掘事業の事業計画及び実施体制が合理的かつ具体的であり、当該魅力発信発掘事業の実施が実現可能な方法により計画されていること。
経費の適正さ	魅力発信発掘事業の実施に係る経費について、適正な積算がされていること。
波及効果	波及効果により、区のイメージ向上又は愛着及び誇りの醸成が期待されること。
SDGs との関連性	魅力発信発掘事業の実施に当たり、SDGs に関する目標を設定していること又は魅力発信発掘事業の内容が SDGs につながるものであること。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

江戸川区長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名 ㊟

年度江戸川区魅力発信発掘認定事業申請書

江戸川区魅力発信発掘認定事業の認定について、江戸川区魅力発信発掘応援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1 魅力発信発掘事業名

「 」

2 魅力発信発掘事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 希望する支援内容（いずれかの□に✓を記入）

補助金の交付及びPR支援

PR支援のみ

4 補助金申請額 金 円

5 添付書類

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 事業収支予算書（第3号様式）

(3) 企画書（任意様式）

(4) 団体・法人等概要書（第4号様式）

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

6 連絡先等

担当者名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
メールアドレス	

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

1 事業の目的
2 事業の実施期間及びスケジュール 【実施期間】 年 月 日から 年 月 日まで 【スケジュール】
3 事業の実施場所
4 事業内容（事業の実施方法等を具体的に記入）
5 事業の実施体制
6 期待される効果（数値等を用い具体的に記入）

第3号様式（第5条関係）

事業収支予算書

収入

（単位：円）

項目	金額	内訳	備考

支出

（単位：円）

項目	金額	内訳	内補助対象経費

補助金申請額

補助対象経費	収入	補助金申請額（1／2） ※1,000円未満切り捨て
円	円	円

第4号様式（第5条関係）

団体・法人等概要書

名称	
住所又は 所在地	
代表者	
設立年月日	年 月 日
構成員数	
設立経緯	
活動目的	
主な活動内容	
活動実績	

第5号様式（第6条関係）

送第 号
年 月 日

様

江戸川区長 齊藤 猛 印

年度江戸川区魅力発信発掘認定事業認定結果通知書

年 月 日付けで申請があった事業については、江戸川区魅力発信発掘
応援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり 年度江戸川区魅力発信発
掘認定事業として認定することが決定しましたので通知します。

記

1 認定事業名

「 」

2 支援の内容

3 補助金交付額

金 _____ 円

4 条件

認定事業を実施する者は、認定事業を行うに当たっては、江戸川区魅力発信発掘
応援事業実施要綱の規定に従うこと。

第6号様式（第6条関係）

送第 号
年 月 日

様

江戸川区長 齊藤 猛 印

年度江戸川区魅力発信発掘認定事業審査結果通知書

年 月 日付けで申請があった事業については、江戸川区魅力発信発掘
応援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり 年度江戸川区魅力発信発
掘認定事業として認定しないことが決定しましたので通知します。

記

1 事業名

「

」

2 理由

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

江戸川区長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名 ⑩

年度江戸川区魅力発信発掘認定事業変更・中止申請書

年 月 日付け 第 号により認定の決定を受けた江戸川区魅力発信発掘認定事業について、下記のとおり（変更・中止）したいので、江戸川区魅力発信発掘応援事業実施要綱第9条の規定により申請します。

記

1 認定事業名

「 」

2 変更・中止の理由

3 変更の内容（変更が生じる場合に限る。）

【変更後の認定事業の内容】

【変更後の認定事業の経費】

第8号様式（第9条関係）

送第 号
年 月 日

様

江戸川区長 齊藤 猛 印

年度江戸川区魅力発信発掘認定事業変更・中止決定書

年 月 日付けで申請があった江戸川区魅力発信発掘認定事業の（変更・中止）について、江戸川区魅力発信発掘応援事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 認定事業名

「 」

2 承認内容

年 月 日

江戸川区長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名 ⑩

年度江戸川区魅力発信発掘認定事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により認定を受けた江戸川区魅力発信
発掘認定事業について、事業が完了しましたので、江戸川区魅力発信発掘応援事業実施
要綱第10条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 認定事業名

「 」

2 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 認定事業の実績

- (1) 事業実施報告書（第10号様式）
- (2) 事業収支決算書（第11号様式）
- (3) 成果物又は成果物の概要資料（任意様式）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

4 連絡先等

担当者名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
メールアドレス	

年 月 日

事業実施報告書

<p>1 事業実施期間</p> <p>【実施期間】 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>【スケジュール】</p>
<p>2 事業の実施場所</p>
<p>3 事業内容（事業の実施方法等を具体的に記入）</p>
<p>4 事業の実施体制</p>
<p>5 事業の実施に伴い得られた効果</p>

年 月 日

事業収支決算書

収入 (単位：円)

項目	金額	内 訳	備 考

支出 (単位：円)

項目	金額	内 訳	内補助対象経費

補助金交付額

補助対象経費	収 入	補助金交付額 (1 / 2) ※1,000 円未満切り捨て
円	円	円

送第 号
年 月 日

様

江戸川区長 齊藤 猛 印

年度江戸川区魅力発信発掘認定事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した 年度江戸川区魅力発信発掘認定事業に係る補助金について、江戸川区魅力発信発掘応援事業実施要綱第 11 条の規定により、下記のとおり補助金交付額が確定しましたので通知します。

記

1 認定事業名

「 」

2 補助金交付確定額

金 _____ 円

3 交付請求について

通知を受け取った日から 30 日以内に、江戸川区魅力発信発掘認定事業補助金交付請求書（第 13 号様式）により補助金の交付の請求をすること。

年 月 日

江戸川区長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名 ⑩

年度江戸川区魅力発信発掘認定事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付額の確定の通知があった江戸川区魅力発信発掘認定事業に係る補助金について、江戸川区魅力発信発掘応援事業実施要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 認定事業名
「 」
- 2 補助金交付額
金 円
- 3 補助金交付確定額
金 円
- 4 請求額
金 円